

危機管理マニュアル

学校法人九州総合学院
九州医学技術専門学校

— 目 次 —

第1章 学校の安全管理対策について

1 安全管理体制の整備

- (1) 校内の安全管理体制の充実
- (2) 安全教育・防犯訓練の実施

2 学校生活における安全確保対策

- (1) 来校者への対応
- (2) 校内巡視体制の強化
- (3) 登下校時の安全確保
- (4) 校外学習や学校行事などにおける安全確保

3 施設・設備の点検整備

- (1) 効果的な施設の配置と防犯対策
- (2) 緊急時における通報設備などの整備
- (3) 施設の安全性を確保するための点検

4 緊急及び重大な事件・事故発生時における安全管理対策

- (1) 不審者侵入及び情報が入った時の対応
- (2) 事件・事故発生時の対応
- (3) 事後の対応

第2章 地震対策について

1 施設・設備の点検

2 学生等の避難誘導における教職員の対応（在校時）

- (1) 地震発生時における第一次避難
- (2) 地震・火災時の第二次避難
- (3) 地震・火災時の第三次避難

3 学生らの避難誘導における教職員の対応（登下校時等）

第3章 安全管理マニュアルと安全確保に対する対応事例

第1章 学校の安全管理対策について

1 安全管理体制の整備

(1) 校内の安全管理体制の充実

学校における安全管理組織の充実を図り、役割分担、連携体制を明確にするとともに、安全・安心な学校づくりを念頭に置いた「安全管理マニュアル」をより確かなものにする必要がある。

① 安全管理組織の機能発揮

学生の生命の安全を第1に考え、校内の安全管理体制の再点検を行うとともに、緊急時の手順・情報伝達体制、役割分担など、具体的に機能するための避難訓練や防犯訓練等の充実を図るとともに臨機応変に対応するための意識の高揚を図る。

② 教職員の共通理解

日ごろから職員会議等で取り上げ、教職員間で情報交換、意見交換の行うなどにより共通理解を深め、教職員一人一人の安全管理意識の向上を図る。

③ 安全管理マニュアルの作成・改善

危険から学生を守るためには、学校がおかれている状況がそれぞれ異なることから、地域の関係者等の意見を聞くなど、実情に応じてマニュアルを作成・改善する必要がある。

④ 安全点検の実施

文部科学省が示した点検項目を参考にして作成した学校独自の点検項目（チェックリスト）により、学校の現状を定期的かつ継続的に点検し、安全管理に努める。

⑤ 学校保健（安全）委員会の活性化

学校保健（安全）委員会は、保護者や地域の関係者等の参加を得て、学生等の健康問題などに対処する組織である。この組織は学校や地域の実情に応じて、幅広い協議が可能であることから、学校安全等についても検討を深める。

(2) 安全教育・防犯（防災）訓練の実施

学校においては、安全教育のねらいや重点などを明確にし、それらを学校教育の教育課程に位置づけ、教育活動全体を通じて、体系的・計画的に指導することが重要である。

また、学生に対する安全教育を徹底するとともに、不審者侵入、火災などの危険を想定した防犯（防災）訓練を実施する。

① 安全教育の実施

「命の意味」を知ること、他のものとは違う次元の大切さを知らせる。「命を大切に思う」ことは、まず自分の今を守ることであり、例えば、登下校時や緊急時に危険から自分の身を守るための意識と知識について、具体的に指導を行う。

② 防犯（防災）訓練の実施

教職員及び学生の安全管理に関する指導を徹底するため、学校自らが企画立案し、警察等の協力を得て、緊急事態を想定した訓練を実施する。その際、学生の安全を第一に考え、避難経路、避難場所、誘導方法等を確認しながら避難訓練を行い、問題点があれば改善する。併せて、緊急事態発生時の110番通報、119番通報や緊急連絡の仕方も訓練する。また、110番通報後、警察官が到着するまでの間、教職員自身の安全を守りつつ、不審者を学生に近づけないようにすることができ料見を守る訓練も行う。119番通報後の対応も同様に行う。

③ 講習会の実施

警察官等防犯の専門家や臨床心理士を招聘した講習会、消防局に依頼した防災訓練等を開催し、教職員、学生の緊急時の対応等について研修を深める。

2 学校生活における安全性確保対策

（1）来校者への対応

来校者の対応を受け付けに集中することが望まれるため、校舎見取り図等の案内表示を行うとともに、学校内に不審者が侵入することがないように、地域住民の理解と協力を得ながら、受付、記帳などにより来校者の確認を徹底する。

① 出入口の限定

来校者の出入口を限定するために、登下校時以外の裏門の施錠等を行い、事務室から来校者が見える状態にする。

② 受付（事務室）の明示

来校者が受付にスムーズにたどり着けるようにするために、受付表示を行う。

③ 来校者名簿の整備

来校者名簿を受付に整備して、来校者の出入りを確認する。

④ 来校者カードの着用

来校者へカードを交付することで、来校者の存在が一目でわかるようにする。また、教職員も名札を着用することで、来校者に教職員であることを明示する。

⑤ 来校者への対応要領

教職員や学生は、来校者や非常勤講師を見かけたら積極的に挨拶したり、声をかけるように努める。また、挨拶に添えて、「何か御用ですか」などと話しかける。

受付では、名前や要件を尋ね、不自然な言動等が見受けられた場合には、面談室などで複数の学校関係者で対応し、言葉や相手の態度に注意しながら、丁寧に退去するように説得する。

(2) 校内巡視体制の強化

不審者侵入の未然防止と、万一侵入した場合に早期発見・早期対応が可能となるよう校内巡視体制の強化を図る。

① 教職員による校内巡視

教職員による校内及び、学校周辺の巡視を徹底する。特に事務室から死角になる裏門を定期的に巡視する。

普段と異なるところがないか等に留意しながら巡視し、複数の目で見たり巡視経路や巡視時間を帰る等の工夫をする。

(3) 登下校時の安全確保

登下校時の安全性確保については、これまで交通安全を中心に指導が行われていたが、不審者を想定した安全指導、安全管理の徹底を図る必要がある。

暗くなってからの下校時には、1人で下校しない等の指導が必要。

(4) 校外授業や学校行事等における安全確保

校外授業や学校行事においては、事前調査や安全指導等を十分に行い、安全確保を徹底する。

① 事前計画と安全確認

事前に無理のない綿密な計画を立てるとともに、現地の事前の実地調査を行い、安全を十分に確認する。

② 安全指導の徹底

学生に対する事前の安全指導や健康管理指導を徹底する。

③ 非常時の連絡体制の整備

万一の事態が発生した場合の連絡方法などをあらかじめ定めておく。

3 施設・設備の点検整備

(1) 効果的な施設の配置と防犯対策

来校者を確認し、不審者の侵入を未然に防止するとともに、万一不審者が侵入した場合に、早期発見できるように、教室、門等の配置を工夫する。

① 教室や職員室などの配置

不審者侵入時にも対応ができる教室配置になるようにする。2階からの非常用階段への入り口は施錠しておく。(裏からの侵入を防ぐ)

② 門塀の配置と閉鎖・施錠

門は、事務室から見通しが良く、死角とならないようにしないとイケない。しかし、裏門に関しては、登下校時以外は施錠を検討する。

③ 外灯等の設置

夕方、夜間の不審者侵入を防ぐために、外灯を設置

④ 窓ガラスの交換や障害物の撤去

職員室、各教室等のガラスを、透明ガラスや割れにくい防犯ガラスに交換したり、視界を遮る立木の剪定や障害物の撤去を的確に行うなど、死角となる場所がなくなるよう工夫する。

⑤ 施設・設備の点検補修

校門、フェンス、外灯、センサーライト、鍵（警備会社セキュリティー含む）等を定期的に点検し、必要な補修を行う。

（２） 緊急時における通報設備等の整備

不審者侵入等の緊急事態が生じた場合、直ちに携帯電話などで警察へ通報し、他の教室や職員室にも連絡し、児童等を避難させるとともに、他の教職員の応援を求められることができるよう必要な施設・設備の整備に努める。

① 監視カメラ（防犯カメラ）等の防犯設備の設置

校門や玄関における来校者の確認のためのインターホン、侵入監視のためのセンサーや防犯カメラ等を、検討する。

② 通報装置の整備

他の教室や職員室あるいは警察等関係機関への通報が容易となる非常電話・非常ベル・非常通報装置の整備について検討する。なお、非常の際は、自動火災報知設備の使用も可能なので、設置場所等の確認を行っておく。

③ 防犯ブザー等の携帯

侵入した不審者をけん制し、周囲に危険の発生を知らせる防犯ブザー・警笛（ホイッスル）等を教職員及び学生に携帯させる。

また、現場からの状況報告等を迅速に行うため、教職員は必要に応じ、携帯電話等を携帯する

④ 防御用具の整備

緊急時に使用する長棒、刺股、催涙スプレー、ネット等の防御用具の整備を行う。なお、防御用具については、防御以外の目的に使用されないことがないよう配慮する。また、警察等の協力を得て、万一の場合には適切に使用できるようにしておく。

(3) 施設の安全性を確保するための点検

学校施設は、学生等が1日の大変を過ごす学習の場、生活の場であり、その安全性を確保することは、必要不可欠なことである。

そのため、学校を利用するすべての人の視点に立った施設の安全点検を定期的に行い、危険個所の早期発見とその改善に努める必要がある。

① 建物外部の点検

外壁等に浮き、亀裂。鉄筋の露出等がないか、屋上や外壁に取り付けられた設備等に落下の恐れがないかなどの点検を行う。

② 建物内部の点検

内壁や天井に取り付けられた諸設備の固定はしっかりしているか、床板の割れや釘の浮きはないか、階段の手摺にぐらつきやささくれがないか、教室やベランダ等からの落下防止はできているかなどの点検を行う。

③ 外構、付帯施設の点検

側溝蓋のズレや破損、門扉・フェンス・防犯灯等の破損はないかなどの点検を行う。

④ 実習機器、用具の点検

実習機器、用具に腐食、破損がないか、地震等での落下、転倒の危険はないかなどの点検を行う。

⑤ 設備等の点検

防火戸、防煙扉、防火シャッター等防災設備に不備はないか、受電設備等の施錠等、管理は安全かなどの点検を行う。

4 緊急及び重大な事件・事故発生時における安全管理対策

学校における安全管理体制を見直し、様々な危機にも対応できる校内の管理体制を確立する。

(1) 不審者侵入及び情報が入った時の対応

① 部外者が学校へ立ち入った場合

ア 不審者かどうかを判断する<判断のポイント例>

- ・受付を通っているかチェックする。
- ・声をかけて、用件をたずねる。
- ・順路を外れていたり、不自然な場所に立ち入っていないか。
- ・不自然な行動や暴力的な態度はみられないか。
- ・凶器や不審な物を持っていないか。

イ 用件が明らかで正当な場合は、受付に案内する。

ウ 正当な理由のない者には、丁寧に校地・校舎内及び周辺からの退去を求める。

また、対応する際は、身を守るために、1メートルから1.5メートル離れる。

エ 次のような場合には、不審者として「110番」通報する。

- ・受付を無視し無理に立ち入ろうとする。
- ・退去の説得に応じようとしない。
- ・暴力的な言動をする。

オ 学生等に危害を加える恐れがないか判断する。

- ・凶器や不審な物を持っていないか。また、言動に注意する。

カ 学生等に危害を加える恐れがあると判断した場合には、別室に案内し隔離すると同時に警察「110番」への通報や教職員の緊急連絡、教育委員会への緊急連絡・支援養成等を行う。

- ・暴力的な言動がある場合には、教職員自身の安全のため適当な距離をとり、暴力の抑制に努める。
- ・隔離や暴力の抑止が困難である場合は、直ちに全教職員で組織的かつ迅速に学生の安全を守るための具体的対応を行う。

キ 警察・教育委員会に報告し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校等への情報を提供する。

② 不審者情報が入った場合

- ア 警察以外からの情報については、警察に真偽を確認するとともに、正確な情報の収集に努める。
- イ 警察、教育員会、他の学校と連携し情報交換を行う
- ウ 学校の出入口の監視、警察への巡回要請、保護者など地域の関係者への協力要請、通学路の安全確保を行う。
- エ 学生への状況説明や集団下校を実施する。
- オ 安全確保が困難な場合には、休業について協議する。

(2) 事件・事故発生時の対応

事件・事故等が発生した場合は、学生の安全確保と生命維持を最優先にして全教職員が共通理解のもと保護者や地域の方々、関係機関・団体と連携して対応することが重要である。

また、全教職員が危機意識を高め、いつでも身近で確認し行動できるように、特に重大な事柄を整理した緊急時対応図を作成し、手元において常時使えるよう備えておく。

《大切なポイント》

1. 学生等の安全確保、生命維持最優先
2. 的確な判断・指示・対応
3. 正確な情報把握と迅速な連絡・通報

① 発見・通報

- ア 被害の拡大防止に努める。
被害者（負傷者）・加害者の有無、周囲の状況等を迅速に把握し、応急処置、避難・誘導、防御等により被害の拡大防止に努める。
- イ 直ちに警察署、消防署へ通報する。
被害者（負傷者）が生命の危機にかかわるような緊急時には、第一発見者が携帯電話等を活用するなどして直ちに警察、消防署へ通報する。

〈学生が発見した場合〉

近くの教職員に知らせ、教職員が通報する。

〈教職員が発見した場合〉

正確に状況を把握し、通報した後近くの教職員に応援を要請する。

〈保護者・地域住民からの通報により確認した場合〉

教職員が発見した場合と同様に対応する。

ウ 被害者（負傷者）の保護者へ連絡する。

被害者（負傷者）の保護者には、把握した情報を速やかに連絡し、学校の対応等を説明するとともに、処置についての意向を打診し、必要に応じて学校または病院等に急行してもらう。

また、必要な場合には、被害者（負傷者）及び、保護者に対して校長、および関係職員は誠意を尽くすとともに、継続的に対応する。

エ 教育委員会、総合学院本部に報告する。

発生状況を速やかに報告し、その後、逐次状況を報告する。また、事件・事故発生時には様々な対応が必要となり、学校だけで対応するに限界がある。そのような場合は、学校だけで抱え込まず、教育委員会、総合学院本部に職員の派遣や報道機関への対応などについて支援を要請する。

② 全教職員による対応

日ごろから、学校の実情に応じて教職員の役割分担を明確にしておき、事件・事故発生時には校長のリーダーシップのもの、全教職員が一丸となって対応する必要がある。

校長、 教務課長、事業推進 課長	陣頭指揮、警察・消防・報道機関等への対応、教育委員会、法人本部への報告、被害学生等の家庭訪問等。
教務課長（主任）	保護者への連絡
教務課長→各担任	避難・誘導、安全確認、人員確認、被害学生等への家庭訪問
教務課長	加害者への対応、避難・誘導など
教務主任	応急処置、救急車への同乗、医療機関との連絡・調整
事業推進部主任	電話対応、記録等

※出張時等で係りが不在の時でも機能するように係を重複するなどの工夫をする。

ア 現場へ急行する。

・要請を受けた教職員は、複数で現場へ急行し、被害者（負傷者）・加害者の有無、周囲の状況等を把握する。

- ・負傷者に対しては速やかに応急処置をし、加害者に対しては状況を見極めながら行動を抑止する。
- ・教職員は学生の安全を確保するとともに、必要に応じて防御用具等を使用して、警察官が到着するまでの時間を確保する。
- ・状況を校長等へ報告する。

イ 校内放送等により学生を安全な場所に避難させる。

- ・報告された情報をもとに、必要に応じて校内放送等により学生を安全な場所に避難させる。なお、状況によっては、学生を教室で待機させる。
- ・複数確保している避難経路を教職員が安全確認したうえで、事件・事故現場に近づかないような経路を指示する。
- ・危険の回避後は、他の教職員と連携して学生の動揺を和らげるようにする。

ウ 二次的な被害（PTSD等）を防ぐ。

- ・事件・事故現場を学生が目に見ないように現場から遠ざけるなどの対応を状況に応じて行う。

エ 学生の人数確認をする。

- ・担任、教務主任等が中心になって避難した学生の人数を確認し、校長（教務課長、事業推進部課長）に報告する。
- ・不明者がいた場合には、校長の指示のもと、担任以外の教職員らが複数で捜索する。

③ 報道機関への対応

ア 情報の混乱を避けるため、組織として窓口を一本化し、複数で対応する。

イ 事件・事故の状況、経緯、今後の対応等について可能な範囲で誠意を持って対応する。

ウ 関係者のプライバシーには十分配慮する。

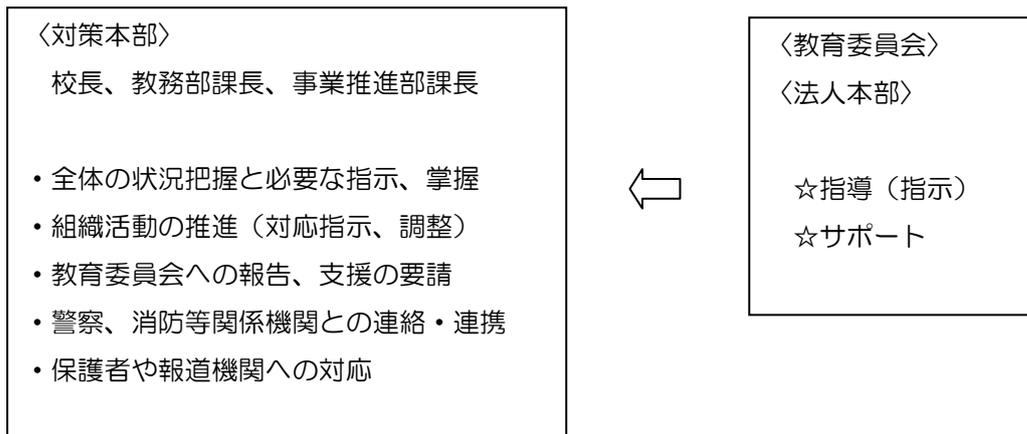
(3) 事後の対応

事件・事故等が発生した場合は、速やかな情報の整理と学生への説明や保護者、報道機関等への情報提供が必要となる。

① 「事件・事故対策本部」の設置

迅速かつ的確な緊急対応を行うためには、情報を収集、分析したり、対応方針を決定したりする機能を持つ組織（事件・事故対策本部）が必要となる。

学校は、緊急時に事件・事故対策本部をどのように編成するかについて、事前に決定しておき、緊急時に直ちに、その組織が機能するようにしておくことが大切である。



※教育活動の一時停止等、残された学生への対応を適切に行うことで、学生の動揺を防ぎ、関係機関・団体と連携して学生や保護者が不安にならないようにする。

〈渉外班〉（教務課長、 災害担当教諭）

- 適宜状況把握 ・ 連絡 ・ 広報の準備、情報の集約
- 記録（日時を追って、事件・事故発生後の経緯を明確に記録しておく）
- 報告の準備

〈情報班〉（生徒指導担当、事業推進部）

- 事件・事故状況の把握
- 地域の安全状況の把握
- 学校の安全状況の把握
- 問題点の整理

〈救護班〉（保健担当）

- 負傷者の実態把握 ・ 応急手当実施 ・ 救急車の搬送記録
- 学校医、医療機関等の連絡、連携
- その後の経過把握 ・ 心のケア着手（スクールカウンセラーとの連携）

※頭部及び腹部への負傷が予想される場合は、後で少女が出ることがあるので、帰宅後も経過状況を把握する。

〈教育再開班〉（教務課長、担任、事業推進部）

- 学習場所の確保
- 学習用具の確保
- 指導体制の整備（非常勤講師との連絡）
- 実態に即した学習指導計画の作成
- 緊急の安全対策実施
- 警察、消防等関係機関との連絡・連携

〈再発防止対策班〉（安全担当、災害担当教諭）

- 安全管理の充実策の検討
- 危機管理マニュアルの改善
- 施設設備の充実改善
- 安全教育の充実対策
- 保護者、地域の関係機関等との連携方策の検討・改善

② 学生への説明、並びに保護者及び報道機関等への情報提供

ア 学生への説明

学生には、緊急集会を開いたり、各学年で、事件・事故の状況を説明するなど適切に指導する。

イ 保護者などへの情報提供

保護者には、緊急保護者会などで迅速かつ正確に情報提供を行っていくことが重要である。その上で、後援会や地域の関係者等と協力し、学生の安全確保や、教育活動の円滑な実施を図る。

- 連絡や報告は速やかに行い、保護者や地域の方々に学校として適切に説明責任（情報開示）を果たすように努める。
- 事件・事故の重大性を勘案し、保護者説明会などの開催や学校通信など広報の発行を行い、学生や保護者の不安を解消するように努める。

〈保護者説明会の内容（例）〉

- 事件・事故の概要（発生日時、場所、加害者、被害者、被害の程度等）
- 被害者への対応（応急手当、救急車、家庭訪問の状況）
- 今後の対応（お見舞、心のケア、安全対策、休校措置、関係機関との連携等）
- 協力依頼（校内、地域周辺パトロール等の支援活動）

ウ 報道機関への情報提供

- 情報の混乱を避けるため、組織として一本化し、複数で対応
- 事件・事故等の発生状況や経過、負傷者等の状況、緊急に実施した措置等を整理し、適宜提供する。

- 個人情報や人権等に配慮して情報提供する。
- 取材が長期化する場合は、記者会見を定例化することも必要である。

③ 教育再開の準備及び事件・事故の再発防止対策の実施

事件事故の発生状況や対応の経過などを把握し、これまでの取り組みや対策等を見直し、問題点を整理して、教育の再開と事件・事故の再発防止に向けた対策を講じる。

④ 報告書の作成

事故報告書は、学校管理規則に基づいて作成し、教育委員会に報告する。

⑤ 災害共済給付等の請求

学校の管理下での事件・事故については、災害共済給付が行われる。所定の様式で作成し、必要な証明書を添付して請求する。

第2章 地震対策について

1 施設・設備の点検

(1) 災害を予防するため、建物の耐震診断及び諸施設・設備等の点検を、計画的に行うものとしているが、地震災害予防のため、特に下記項目の事項に留意して点検検査を行う。

(2) 震災に備え次品目を所定の場所に準備、保管し、管理は防火管理者が当たる。

- ・ 救急用品・担架・ラジオ・ハンドマイク・メガホン・照明器具・ロープ
- ・ ハンマー・バール・その他必要な生活用品

予防点検項目

区分	該当施設等	点検確認事項
ガラス	教室・廊下等	・割れて散乱しないか。
ロッカー	ロッカー室、事務室、廊下等	・倒れたり、移動したりしないか。
ガラス器具	実習室、準備室	・転倒、落下し破損、飛散しないか。
薬品類 医薬品	実習室、準備室 保健室	・収納戸棚は転倒しないか。 ・混合発火を避けるため、薬品は種類別に収納されているか。 ・自然発火防止の保護液充分か。 ・危険度の高い薬品の収納方法は万全か。
ガス	実習室、事務室	・元栓は閉めているか。 ・ガス管は老朽化していないか。
電気ストーブ	職員室等	・まわりに引火物はないか。 ・安全装置は作動するか。
食器類	事務室	・転倒、落下し破損、飛散しないか。
油類	実習室、事務室	・落下し流失することはないか。
実習機器	実習室	・転倒、落下しないか。
テレビ	教室	・転倒、落下し破損、飛散しないか。
コンピューター	コンピューター室	・転倒、移動したりしないか。

2 学生等の避難誘導における教職員の対応（在校時）

① 避難誘導における教職員の任務

ア 適切な指示により、学生の安全を確保する。

「机の下に潜れ」「戸や窓を開けろ」「押すな」「走るな」「しゃべるな」等、単純明快な指示の徹底を図る。

イ 学生等の心身の状況により適切な保護措置をとり、安全確保に万全を期す。

ウ ドアや窓を開け脱出口の確保をする。

エ 火気の始末をする。

② 普通教室以外の場所

トイレ、特別教室、実習室、保健室等にいる学生等への配慮をする。

③ 避難順序や経路について

通常の避難経路を誘導するが、被災状況により臨機応変に適切な措置をとる。

（1）地震発生時における第一次避難

① 教職員の維持を良く聞かせ、勝手な行動をとらせない。

② 机等を利用して落下物から身体を保護させる。（椅子用の座布団などを常時使用させておく）本震がおさまるまで行動を起こさせない。

③ 学生等に動揺を与えないような発言に注意する。

「教室は大丈夫だ。心配しないで落ち着いて」

「机の下に潜れ。頭を保護せよ」

④ 本震のゆれ（約 60 秒）がおさまったら負傷者の有無を確認し、避難の指示をする。

(2) 地震・火災時の第2次避難

- ① 校舎内より火災が発生した場合は
出火場所にかかわらず、原則として学生等を安全な場所へ避難させる。
- ② 誘導は
火災発生階より上層階の学生等は非常階段又は火災発生場所の反対側から避難させる。
- ③ 火災発生階より下層階の学生は
屋内階段から避難させる。この場合の上層階からの避難者がある場合は、それを優先させる。
- ④ 煙が発生している場合は
ハンカチなどで口・花を覆うように指示し、できるだけ姿勢を低くして煙を吸わせないようにさせる。
- ⑤ 教職員は
教務日誌（出席簿等、全員の確認の取れるもの）を持ち、歩行困難者がいる場合にはその誘導措置を施し、校舎外への避難誘導を行う。
- ⑥ 廊下、階段では
「押さない」「走らない」「しゃべらない」を励行させる。また、階段など防火区画の防火シャッター及び防火戸の閉鎖時には学生が挟まれないように注意する。
- ⑦ 階段を利用できない場合は
救助袋等利用し避難するが。この場合は地上の誘導者と密接に連絡を取りながら落ち着いて行う。
- ⑧ 校舎外では
早足で行動し、安全な避難場所に学年別に整列させ、人員点呼を行うとともに異常の有無（不明者、負傷者、健康状況調査）を確認し、防災本部に連絡する。
- ⑨ 誘導責任者
授業中：授業実施中の教職員（非常勤講師の場合、担任が対応）
自習中：教務室にいる又は、隣接教室の担当教員
休憩中、放課後：原則として学級担任、およびもっと近くにいる教職員
- ⑩ 非常持ち出し品については
あらかじめ指定された者が適切に対応する。

(3) 地震・火災時の第3次避難

- ① 避難開始の時期：2次災害（火災、山・崖崩れ、津波）等で学校が危険にさらされた場合
- ② 第3次避難場所：長崎市及び学校の指定する避難場所
- ③ 避難集団の編成：学年単位で編成し、集団の先頭は担任、集団の後尾には他の教職員を配置する。
- ④ 避難経路： 長崎市および学校の定めた避難経路

⑤ 教職員対応の留意事項

ア 地震に対する恐怖心やデマに惑わされて自己中心的な行動に走ったり、パニックに陥らないよう適切な指導をする。

※余震が続くことがあるが、時間の経過とともに落ち着いていくものであることを理解させる。

※大地震の後は混乱に巻き込まれ、人を惑わす各種のデマが飛びやすいのでラジオ、テレビ、警察、消防等の確実な情報の入手に努める。

※地震、津波、余震などの推移に関する情報は、刻々気象庁や管区気象台等から発表されるので情報の入手に努める

イ 慌てたり、走ったり、校門、出入口等に殺到し将棋倒し等による事故を防ぐための指示を徹底させる。

ウ 障害のある学生等には、事情に応じて介添え者を決めておく。また、歩行が困難な学生については級友の助力等の保護措置について十分配慮する。

エ 下校については、校長は帰宅途中の安全を確認したうえ、地区別等の方法により集団下校させる。

オ 地震がおさまっても、周辺の家屋等の倒壊が著しく、また津波、傘が発生し混乱が生じている場合は、学生を帰宅させることは危険なので、直接保護者に引き渡す。この場合、必ず記録をするようにする。

カ 留守家庭や被害の大きい家庭、遠方の家庭等では学生を直ちに引き取ることができないと予想されるので、学校で保護者に引き渡すもしくは、保護者の了承を得て、自宅に帰す等、最後まで管理にあたる。

3 学生等の避難誘導における教職員の対応（登下校時等）

- (1) 学生の人員の把握に努めるとともに、必要に応じて家庭と連絡をとる。
- (2) 学校は保護者等と協力して通学路を実地調査し、登下校時や休日における避難場所（普段立ち寄りそうな場所）、避難方法について対策を立て指導しておく。また、学校管理下における地震発生の際の学校における処置や学生の引き渡し方法等について予め家庭に知らせておく。
- (3) 町内会、後援会、市町村、消防署、警察署等へ事前に学校の避難安全対策を示し、非常の際の相互の連携が図れるよう打合せておく。
- (4) 公共の交通機関を利用して登下校する学生は関係機関の指示に従うことを事前に指導しておく。